

清掃業務仕様書

1 適用

佐賀市星空学習館の清掃業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

2 実施範囲

この仕様書は、作業の概要を示すものであるが、佐賀市星空学習館が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても、実施するものとする。

3 対象物件

| | |
|------|-------------------|
| 物件名 | 佐賀市星空学習館 |
| 所在地 | 佐賀市西与賀町大字高太郎328番地 |
| 建築面積 | 522.69㎡ |
| 延床面積 | 828.82㎡ |
| 敷地面積 | 1,944.76㎡ |

4 作業時間

(1) 作業は、効率的かつ迅速に行い、疎漏のないようにするものとする。

5 清掃機器及び諸材料

(1) 作業に使用する機器及び諸材料は、床壁面の塗料を損壊しない適正良質のものとする。

(2) 作業に使用する機器及び諸材料は、すべて指定管理者の負担とする。

6 作業中における危険及び物品等の損傷の防止

(1) 高所、道路及び通路上における作業の場合は、執務及び行事に支障をきたさないようにするとともに職員、来館者及び通行人の安全を確保するための処置を講ずるものとする。

(2) 作業のために机その他の物品を移動するに当たっては、破損しないように取り扱い、作業終了後はもとの位置に復するものとする。

(3) 作業中に施設、設備、物品等に損傷等を与えた場合は、直ちに佐賀市教育委員会に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

7 作業基準

別紙「作業手順書」及び「佐賀市星空学習館清掃作業基準表」のとおり。

なお、特に汚れのひどい部分等については、注意して実施すること。

8 注意事項

(1) 作業の実施に当たっては、なるべく来館者、利用者等の妨げにならないように注意し、盗難、火災及び器物破損がないようにすること。また、砂塵の舞い上がる恐れがあるときは、防止策を施すこと。

(2) 天体ドーム及び収納庫の清掃については、指示に従って実施すること。

作業手順書

A 便所清掃【多目的便所を除く】(年2回)

- (1) 衛生陶器清掃
- (2) 床面の水洗い及び水拭き…床面タイル部

B ワックス塗布【剥離洗浄3層塗り】【2層塗り】(年各1回)

- (1) 玄関ホール・踏込
- (2) 湯沸室
- (3) 更衣室(男子・女子ロッカー)
- (4) 階段、通路、廊下及び2階ホール
- (5) 多目的ホール
- (6) 学習室1(創作室)
- (7) 事務室
- (8) 天体ドーム(天体観測室)
- (9) 収納庫(3階ホール)
- (10) 学習室2(星空学習室)
- (11) 学習室3(星空資料室)
- (12) トイレ手洗い場
- (13) 多目的便所(身障者用便所)

※ワックス塗布2回塗りの場合は、その前に床清掃、床面の水洗い及び水拭きを行うこと。(基準表にも記載あり。)

C 床面クリーニング

資料室(機材準備室)

D 清掃のみ

- (1) 床清掃…1階・2階倉庫
- (2) 床面の水洗い及び水拭き…玄関前及びスロープ

E 窓ガラス拭き(年2回)

玄関ホール・踏込・高所窓ガラスを含む。

佐賀市星空学習館消防用設備保守点検委託業務処理要領

1 適用

佐賀市星空学習館に設置する消防用設備の保守点検業務は、この要領に基づき実施するものとする。

2 対象設備

○消火器

(1) 外観点検及び全量についての点検

- ①設置状況の確認
- ②表示及び標識の確認
- ③器具（漏れ，損傷，腐食等）の確認

(2) 機能点検及び製造後3年以上経過のものについての法定数の抜取り点検

- ①薬剤の確認
- ②容器の確認
- ③その他機能の点検
- ④放射能力の確認（放射したものについては，薬剤充填を行う。）

○自動火災報知設備

(1) 外観点検

- ①予備電源の確認
- ②受信機の確認
- ③各種感知器の点検
- ④発信機，表示灯及び音響装置の確認

(2) 機能点検

- ①予備電源の点検
- ②受信機の作動確認
- ③各種感知器の作動確認
- ④発信機，音響装置の作動確認

(3) 総合点検

- ①同時作動試験
- ②煙感知器の感度測定
- ③音響装置音量測定
- ④総合作動試験

○漏電火災報知器

(1) 外観点検

- ①受信機の確認
- ②変流器の確認

③音響装置の確認

(2) 機能点検

①受信機の作動試験

②変流器の容量，電流及び電路の確認

③音響装置の鳴動試験

(3) 総合点検

①漏減作動試験

②音響装置の音量測定

○誘導灯及び誘導標識点検

(1) 外観点検

①非常電源の確認

②表示の確認

③視認障害の確認

(2) 機能点検

①非常電源の機能点検

②結線接続点検

③電流及び電路の確認

(3) 総合点検

絶縁抵抗測定

○避難器具

(1) 外観点検

①周囲の状況

②避難空地の確認

③標識の確認

(2) 機能点検

①器具本体の点検

②取付け及び支持部の点検

③格納状況の点検

(3) 総合点検

①設置作業

②降下確認

③格納

佐賀市星空学習館冷暖房機保守点検等委託業務要領

1 適用

佐賀市星空学習館に設置する冷暖房機の保守点検及びエアークフィルターの清掃業務は、この要領に基づき実施するものとする。

2 対象機器

(1) 空冷ヒートポンプ式パッケージ型エアコン 3台

【多目的ホール】

冷房能力 25.0kw

暖房能力 28.0kw

室外ユニット

室内ユニット (天井インペイ×6)

(2) 空冷ヒートポンプ式パッケージ型エアコン 1台

【学習室2 (星空学習室)、学習室3 (星空資料室) 及び資料室 (機材準備室)】

冷房能力 28.0kw

暖房能力 31.5kw

室外ユニット

室内ユニット (天井カセット×5)

(3) 空冷ヒートポンプ式パッケージ型エアコン 1台

【事務室、和室 (親子談話室) 及び学習室1 (創作室)】

冷房能力 22.4kw

暖房能力 25.0kw

室外ユニット

室内ユニット (天井カセット×2、天井インペイ×1)

3 保守点検及び作業実施内容 (委託期間中2回実施)

- (1) 圧縮機、凝縮器及び冷却器の点検
- (2) 冷媒ガス及び冷凍機油の漏洩検査
- (3) 電気系統の点検
- (4) 試運転の調整
- (5) エアークフィルターの清掃 (足場仮設を含む。)

4 負担区分

委託業務を実施する上で必要とする器材器具、諸材料、消耗品等は、指定管理者の負担とする。

◎空調機メーカー ダイキン空調九州株式会社

| | 系統記号 | 機種名 | 台数 | 記 事 |
|---|--------|------------|----|---|
| 1 | AC-1 | SZCP280ACD | 3 | 天埋ビルトイン形ツイン同時マルチ KSA-25K80 キャンバスダクト+吸込ハー フパネル |
| 2 | AC-2 | RQYP280AA | 1 | 更新用ビルマル室外機 |
| | AC-2-1 | FXYCP80M | 2 | 室内機 天カセ2方吹形 |
| | AC-2-2 | FXYCP71M | 1 | 室内機 天カセ2方吹形 |
| | AC-2-3 | FXYCP56M | 1 | 室内機 天カセ2方吹形 |
| | AC-2-4 | FXYCP36M | 1 | 室内機 天カセ2方吹形 |
| 3 | AC-3 | RQYP224AA | 1 | 更新用ビルマル室外機 |
| | AC-3-1 | FXYMP71A | 1 | 室内機 天埋ダクト形 |
| | AC-3-2 | FXYCP112M | 1 | 室内機 天カセ2方吹形 |
| | AC-3-3 | FXYCP56M | 1 | 室内機 天カセ2方吹形 |

星空学習館自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本業務は、星空学習館に設置する自家用電気工作物について、下記の業務を実施するものである。

- (1) 電気事業法第43条の規定に基づく電気主任技術者の職務の委託
- (2) 電気事業法第42条の規定に基づく自家用電気工作物の保守点検。

1 適用

この仕様書の他、電気事業法（昭和39年法律第170号）、同施行令（昭和40年政令第206号）、同施行規則（平成7年通商産業省令第77号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の規定に基づき実施するものとする。

2 実施範囲

この仕様書は業務の概要を示すものであるが、施設の維持管理上、特に必要と認められる軽微な作業については、本書に定められていない事項についても実施するものとする。

3 業務に必要な資格等

- (1) 電気事業法施行規則第52条第2項で定められた要件を満たすものでなければならない。
- (2) 当該業務を実施する者には、電気主任技術者免状の交付を受けている者を充てるものとする。ただし、必要に応じ、技術員を同行し、補佐させることができるものとする。

4 作業内容

本業務の作業内容は、下記のとおりとする。

- (1) 月次点検 2箇月に1回
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 電気事故発生時における応急措置、並びに事故原因の探求、及び再発防止の協力、その他、必要に応じて行う精密検査
- (5) 法令に基づく立会検査の立会
- (6) 電気設備の合理化診断
- (7) 電気工作物の設置、または変更工事期間のうち、法令に基づく週1回の工事中の点検

(8) 軽微な不良箇所の改修手直し

(9) その他電気事業法第43条第2項に規定された電気主任技術者の不選任承認制度に必要な措置

5 支給品

本業務実施に要する雑材料、消耗品等を一切支給しない。

6 その他

- (1) 月次点検及び年次点検の実施については、星空学習館事業業務に支障がないよう、1日で完了できる人員及び計測機器を適正に準備すること
- (2) 高圧機器の絶縁測定の際は、電算関係機器等を考慮して慎重に行うこと
- (3) 作業によって発生した廃棄物は、関連法令に従い適切に処分すること
- (4) 建物、機器、設備等を損傷した場合は、原形に復旧すること
- (5) この業務の作業にあたっては、佐賀市教育委員会と密に連絡をとり、事業運営に支障をきたすことがないようにすること

| | | | | | | |
|------|-------------------|-------|------|--------|------|---------|
| 事業場所 | 佐賀市星空学習館 | | | | | |
| 所在地 | 佐賀市西与賀町大字高太郎328番地 | | | | | |
| 最大電力 | 61 k w | | | | | |
| 需要設備 | 設備容量 | 80KVA | 受電電力 | 61 k w | 受電電圧 | 6,600 v |

佐賀市星空学習館天体設備保守仕様書

1 適用

佐賀市星空学習館の天体設備の保守については、この仕様書に基づき実施するものとする。

2 保守対象施設

(1)天体望遠鏡

天体望遠鏡本体…高橋製作所 F C T - 2 0 0

赤道儀… S E - 2 6 0 P W

その他関連周辺機器

(2) 天体ドーム保守点検

(3) 小型望遠鏡 7 台

(4) 双眼鏡

(5) 大型双眼鏡

3 保守の内容

次に掲げるもののうち、(1)及び(2)については毎年行うものとし、(3)、(4)及び(5)は隔年で行う。

(1) 天体望遠鏡 1年に1回技術員を派遣し、鏡筒部、架台部、コントロール部、ファインダー部、副望遠鏡部及び天体導入支援装置の調整及び点検を行う。

(2) 天体ドーム 1年に1回技術員を派遣し、回転部、スリット部及びコントロール部の調整及び点検を行う。

(3) 小型望遠鏡 隔年に1回技術員を派遣し、小型望遠鏡（7台）の鏡筒部、赤道儀部及びピラー部、光学系の調整及び点検を行う。

(4) 双眼鏡 隔年に1回技術員を派遣し、双眼鏡の鏡筒部、光学系の調整及び点検を行う。

(5) 大型双眼鏡 隔年に1回技術員を派遣し、双眼鏡の鏡筒部、光学系の調整及び点検を行う。

4 負担区分

保守を実施する上で必要とする器具、消耗品、用水及び電力の供給に係る費用等は、指定管理者の負担とする。